

令和3年度  
千代田区公契約条例に係る  
アンケート調査  
＜報告書＞

令和4年3月  
千代田区



## I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

## II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法	2
2. 周知カードによる周知方法の事務負担	3
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	3
4. 公契約条例適用による事務負担	4
5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎への変更による事務負担の軽減	5
6. 事務負担軽減のための方法	6
7. 賃金を上げた従事者の有無	7
8. 賃金を上げた従事者の割合	7
9. 従事者の労働意欲向上への効果	8
10. 従事者の生活安定への結び付き	8
11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	9
12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	10
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成	11
14. 千代田区公契約条例に関する意見・要望	12
15. 賃金実態	
(1) 工事請負契約 平成29年度契約分	13
(2) 工事請負契約 平成元年度契約分	14
(3) 工事請負契約 令和2年度契約分	15
(4) 工事請負契約 令和3年度契約分	16
(5) 業務委託契約	17
(6) 指定管理協定	17
16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍	18

## III 使用した調査票

1. 工事請負契約	19
2. 業務委託契約	23
3. 指定管理協定	27



# I 調査の概要

## 1. 調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

## 2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者12者  
業務委託契約の受注者54者  
指定管理協定の受託者8者 合計74者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 令和4年1月17日～2月15日

## 3. 調査項目

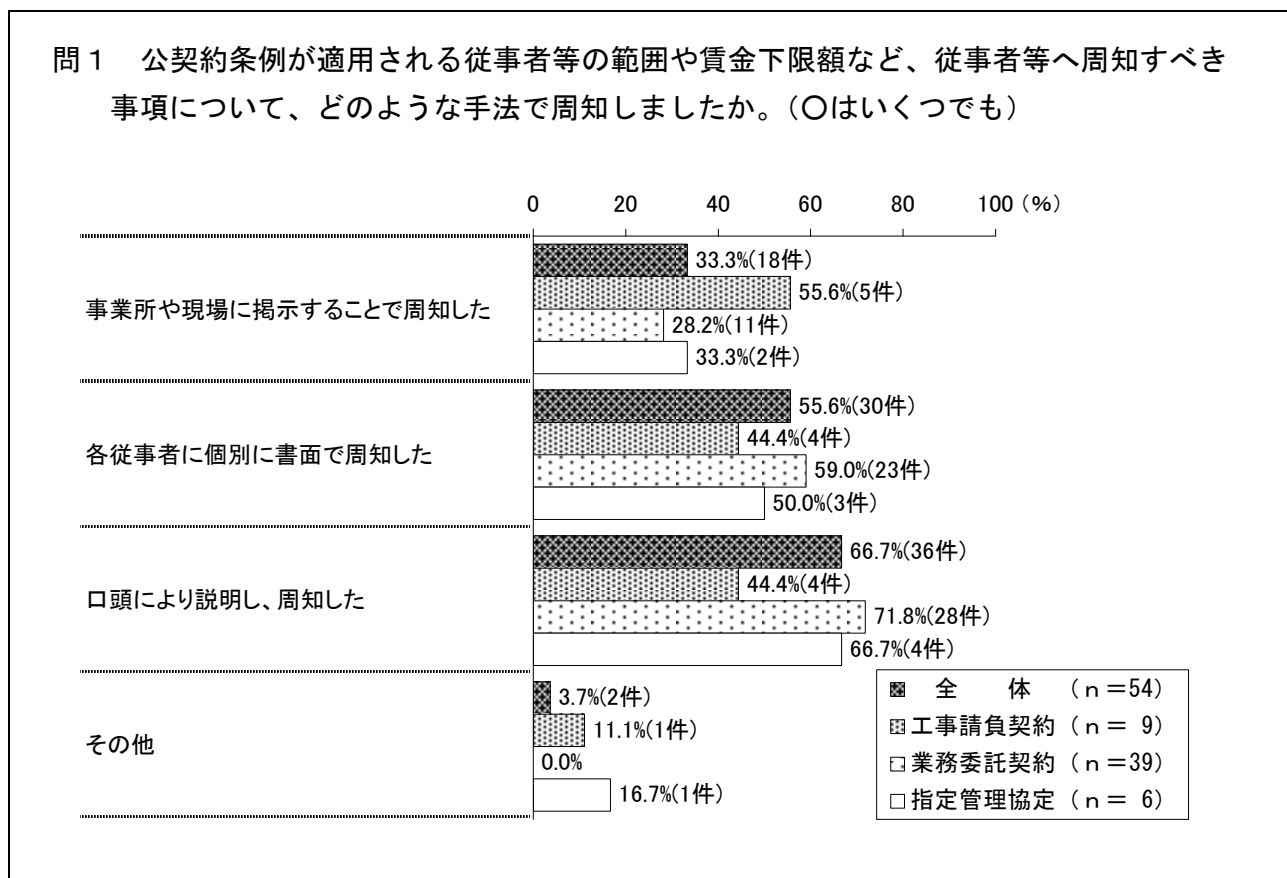
- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）
- (2) 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）
- (3) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）
- (4) 公契約条例適用による事務負担（問4）
- (5) 労務台帳の作成を毎月から四半期毎への変更による事務負担の軽減（問4-1）
- (6) 事務負担軽減のための方法（問5）
- (7) 賃金を上げた従事者の有無（問6）
- (8) 賃金を上げた従事者の割合（問6-1）
- (9) 従事者の労働意欲向上への効果（問7）
- (10) 従事者の生活安定への結び付き（問8）
- (11) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）
- (12) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法  
（工事請負契約：問10）
- (13) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）
- (14) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）
- (15) 賃金実態（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）
- (16) 業務従事者の日本国籍以外の国籍（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）

## 4. 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
全体	74	54	73.0%
工事請負契約の受注者	12	9	75.0%
業務委託契約の受注者	54	39	72.2%
指定管理協定の受託者	8	6	75.0%

## II 調査の結果

### 1. 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）



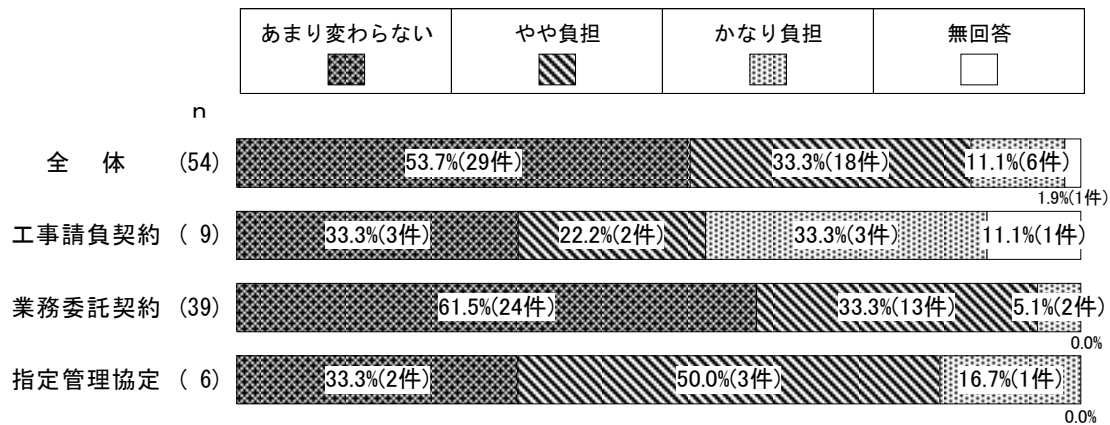
従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉でみると、「口頭により説明し、周知した」が66.7% (36件)で最も高く、次いで「各従事者に個別に書面で周知した」が55.6% (30件)、「事業所や現場に掲示することで周知した」が33.3% (18件)の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「工事が開始前の準備中のため、未周知」があげられている。

〈指定管理協定〉では「上記いずれかの方法でコンソーシアム各社が対応」があげられている。

## 2. 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）

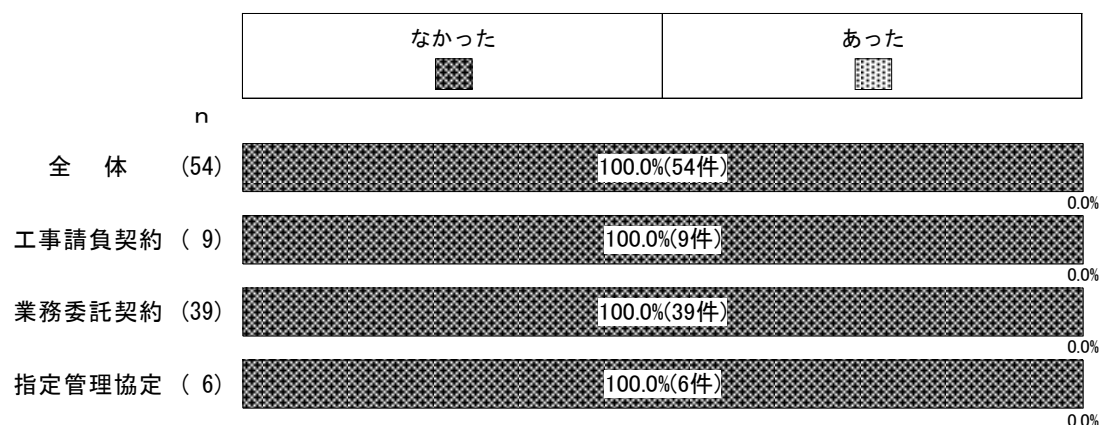
問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）



周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」が53.7%（29件）で最も高く、次いで「やや負担」が33.3%（18件）、「かなり負担」が11.1%（6件）の順となっている。

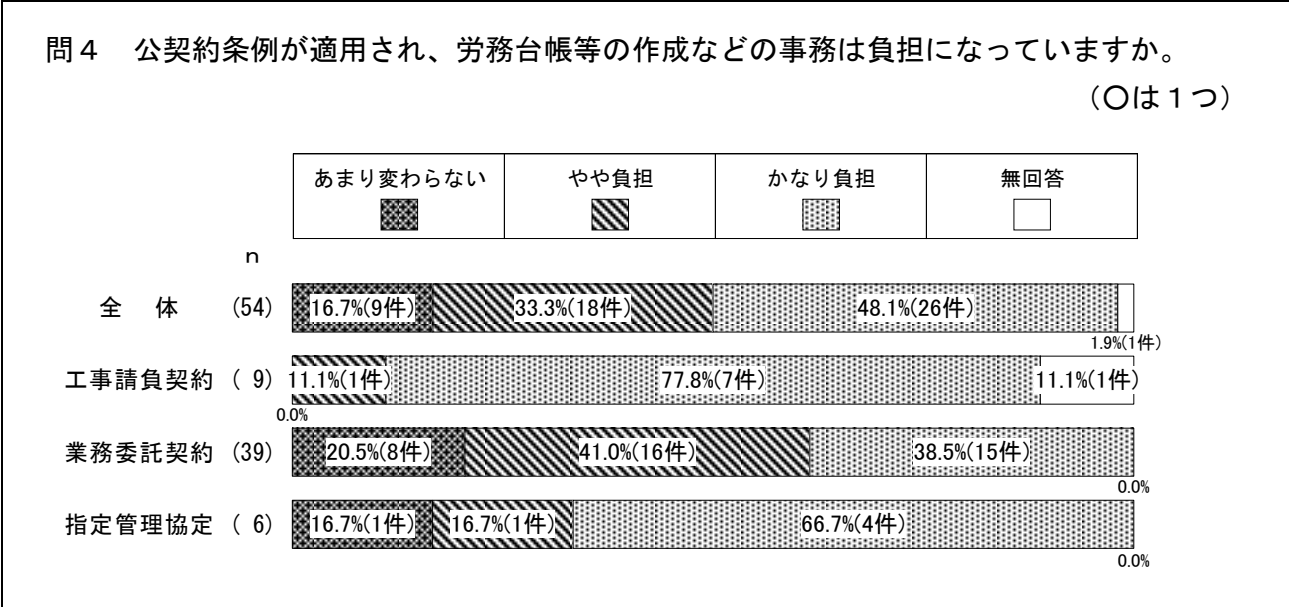
## 3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。（○は1つ）



公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉で見ると、「なかった」が100.0%（54件）となっている。

#### 4. 公契約条例適用による事務負担（問4）

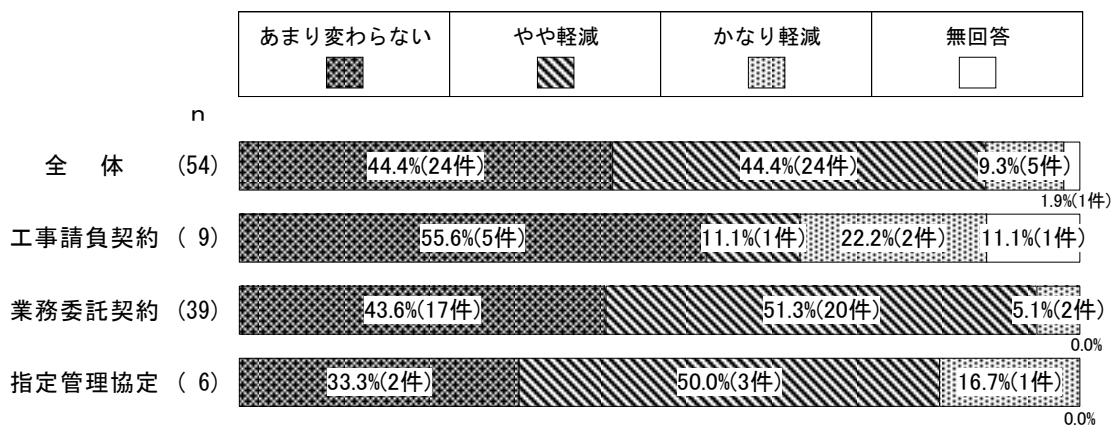


公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「かなり負担」が48.1%（26件）で最も高く、次いで「やや負担」が33.3%（18件）、「あまり変わらない」が16.7%（9件）の順となっている。



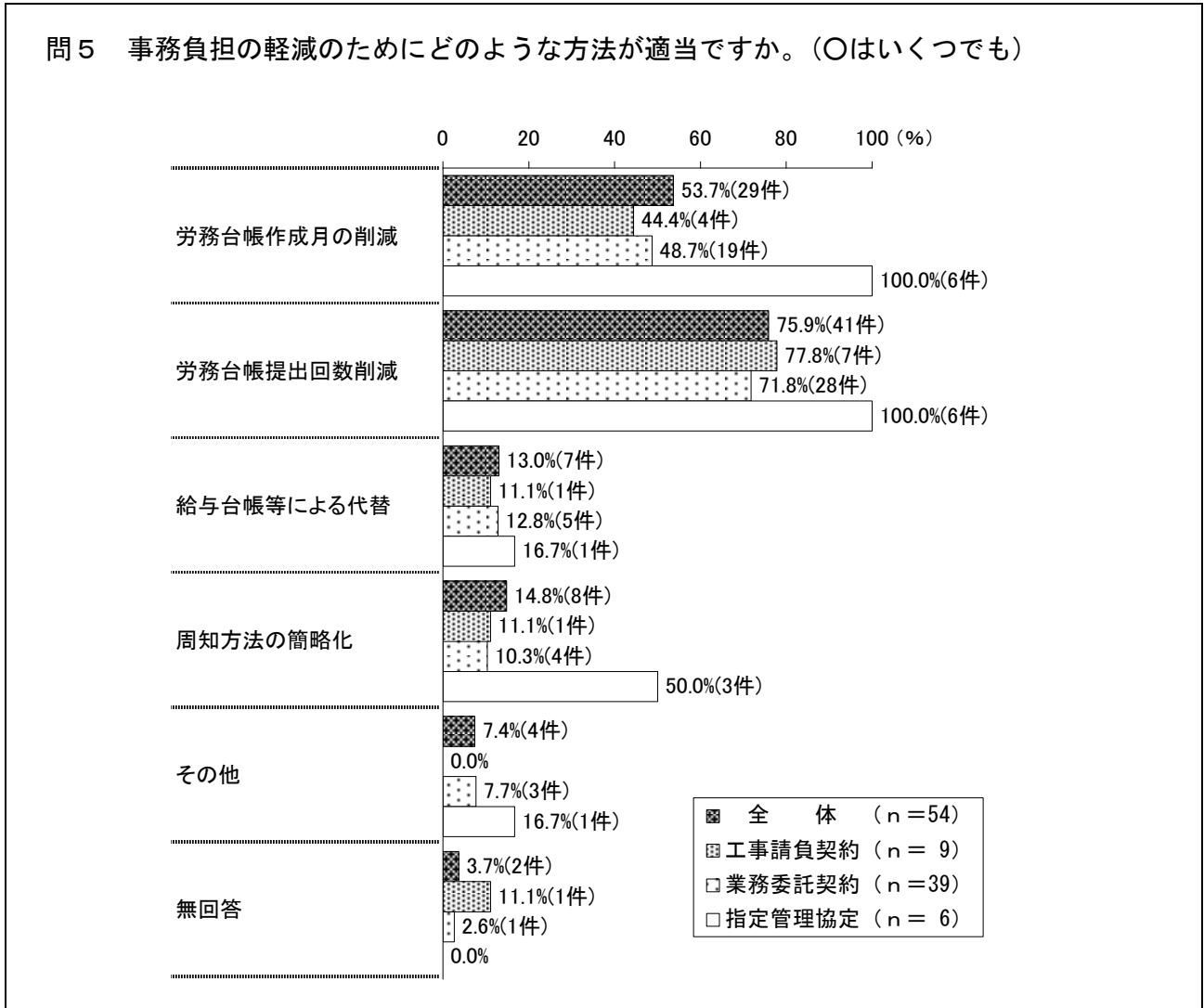
5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎への変更による事務負担の軽減（問4-1）

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）



労務台帳の作成を毎月から四半期毎への変更による事務負担の軽減を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」と「やや軽減」がともに44.4%（24件）で最も高く、「かなり軽減」が9.3%（5件）となっている。

## 6. 事務負担軽減のための方法（問5）

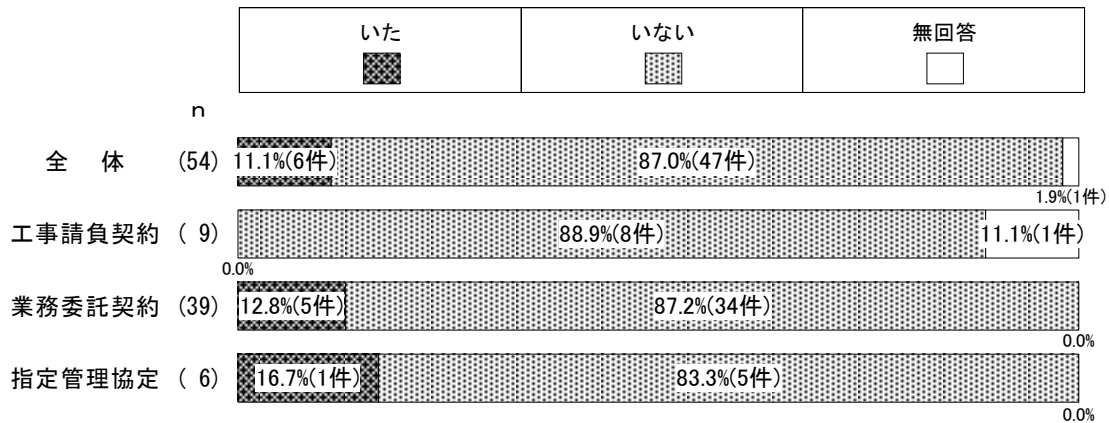


事務負担軽減のための方法を〈全体〉で見ると、「労務台帳提出回数削減」が75.9%（41件）で最も高く、次いで「労務台帳作成月の削減」が53.7%（29件）、「周知方法の簡略化」が14.8%（8件）、「給与台帳等による代替」が13.0%（7件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈業務委託契約〉では「公共料金等提出が軽減されて欲しい」、「公共料金等の提出が負担」、「労働契約書等の写しを提出することで、回数を削減する」があげられている。（〈指定管理協定〉は具体的記述なし）

## 7. 賃金を上げた従事者の有無（問6）

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

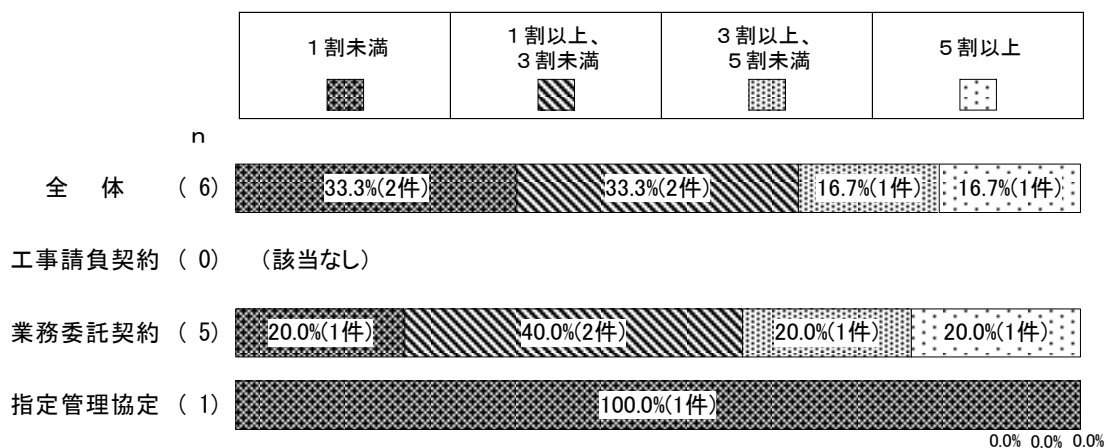


賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉で見ると、「いた」が11.1%（6件）、「いない」が87.0%（47件）となっている。

## 8. 賃金を上げた従事者の割合（問6-1）

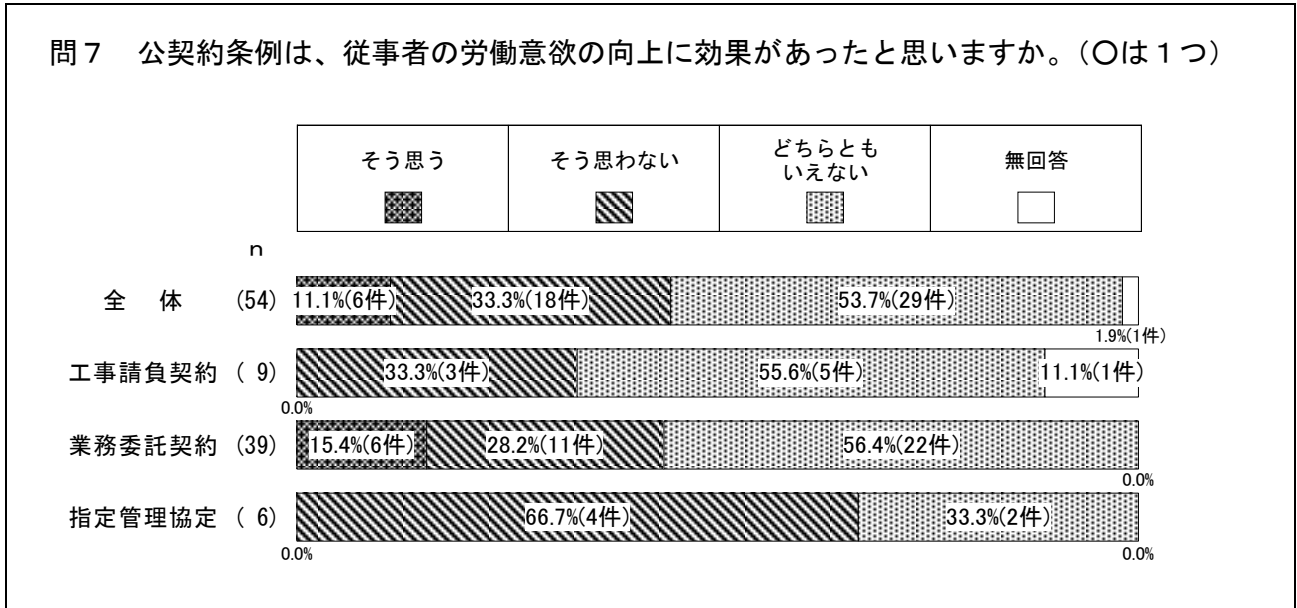
（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）



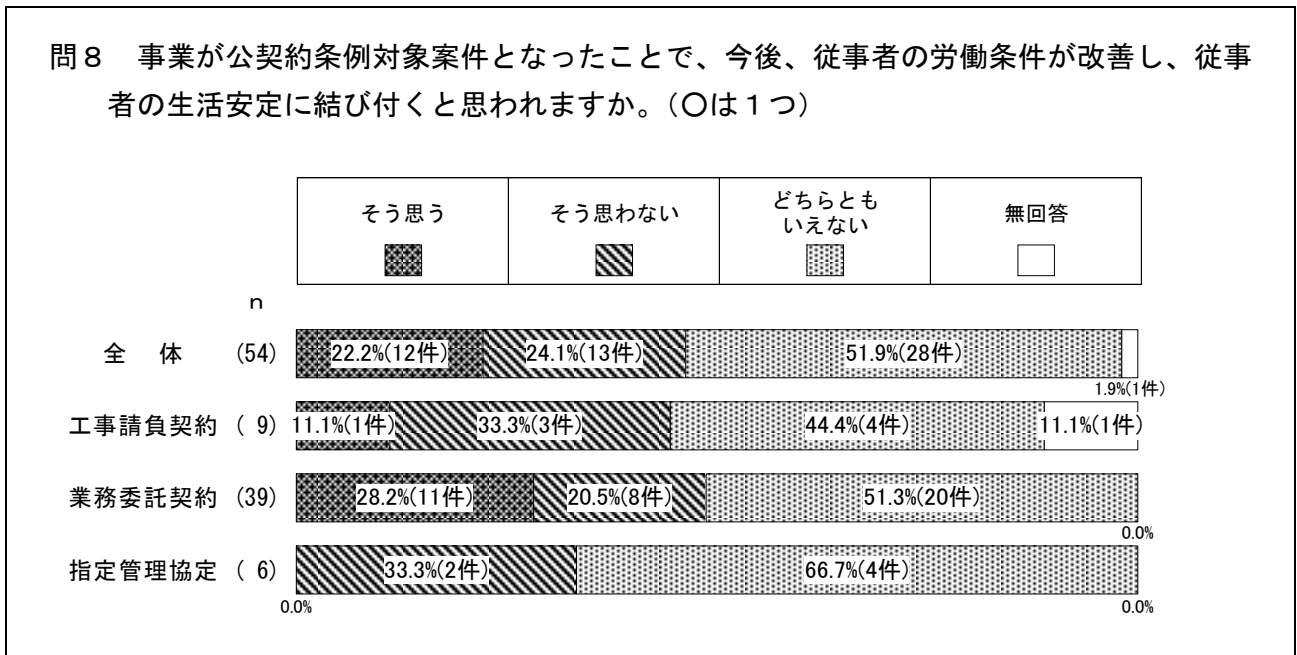
賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（業務委託契約：5件、指定管理協定：1件）の、従事者の割合を〈全体〉で見ると、「1割未満」と「1割以上、3割未満」がともに33.3%（2件）、「3割以上、5割未満」と「5割以上」がともに16.7%（1件）となっている。

## 9. 従事者の労働意欲向上への効果（問7）



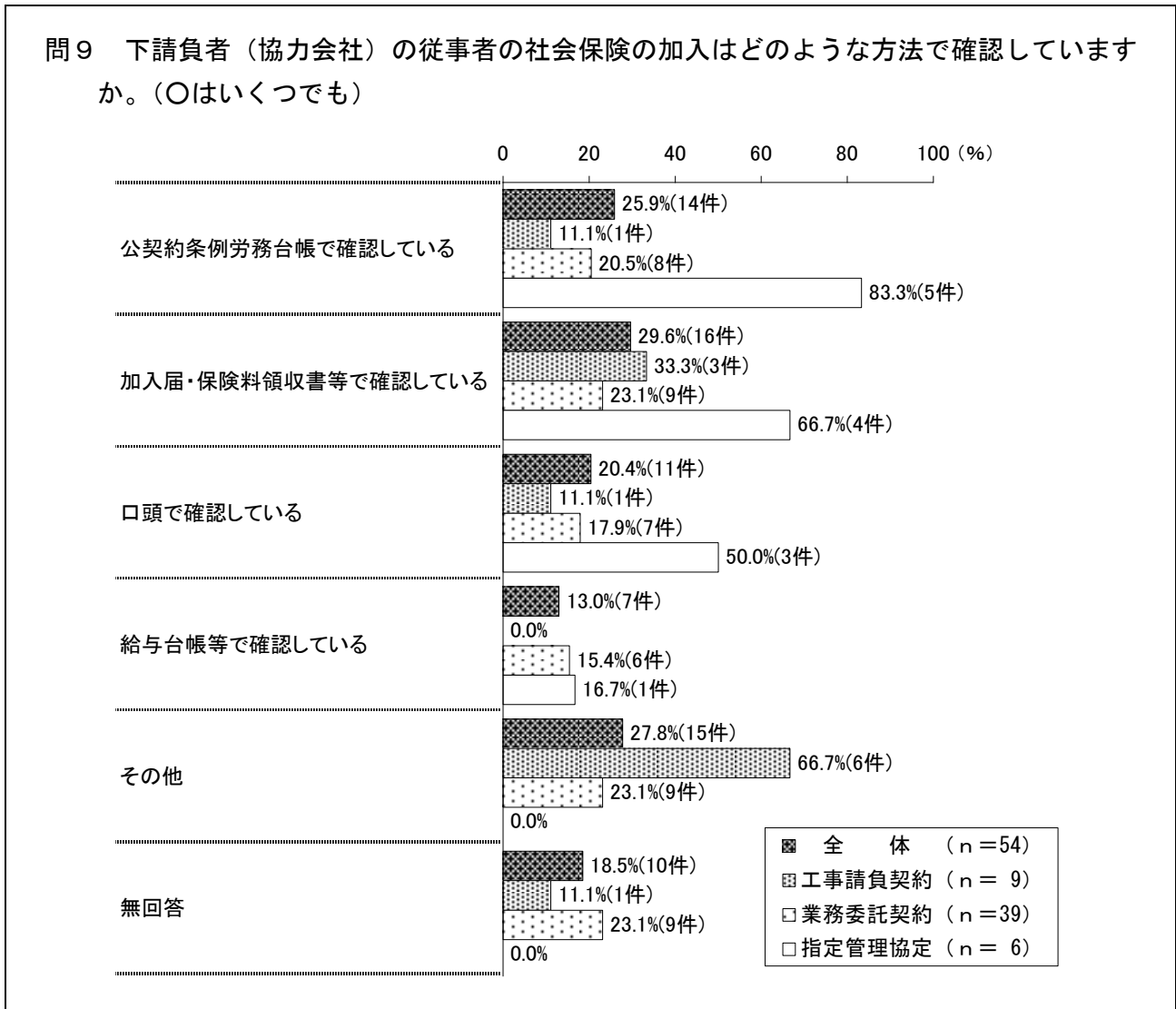
従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉で見ると、「そう思う」が11.1%（6件）、「そう思わない」が33.3%（18件）となっている。「どちらともいえない」は53.7%（29件）となっている。

## 10. 従事者の生活安定への結び付き（問8）



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉で見ると、「そう思う」が22.2%（12件）、「そう思わない」が24.1%（13件）となっている。「どちらともいえない」は51.9%（28件）となっている。

## 11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉でみると、「加入届・保険料領収書等で確認している」が29.6%（16件）で最も高く、次いで「公契約条例労務台帳で確認している」が25.9%（14件）、「口頭で確認している」が20.4%（11件）、「給与台帳等で確認している」が13.0%（7件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「会社に対しては加入届・保険料領収書等で確認している、作業員は口頭及び作業員名簿にて確認」、「提出される安全書類にて確認」（計2件）、「安全書類に社会保険加入状況も含まれており、システム（Buidee労務安全）上で、都度確認している」、「取引先調書」、「作業員名簿に記載の社会保険番号を基に確認」があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請業者（協力会社）なし」（計9件）があげられている。

## 12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負契約：問10)

(工事請負契約：問10)

一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

工事請負契約の受注者8者から回答があった。

- 労働者の有無はチェックリストにてヒアリングし、「適用事業所」の判断は、法人であるか否か。個人経営の場合は従業員数を施工体制台帳作成時に確認する。以上により一人親方と認定した場合は、国民健康保険・国民年金への加入を確認する。
- 労務安全に関する提出書類にて確認。(計2件)
- 入場前に書類(コピー)を提出してもらっている。
- 安全書類に社会保険加入状況も含まれており、システム(Buidee労務安全)上で、都度確認している。
- 代表者へ直接説明し、書面により受領しています。基本取引の中に社会保険の加入を義務付けています。
- 口頭で確認しています。
- 当該現場において該当者はありません。

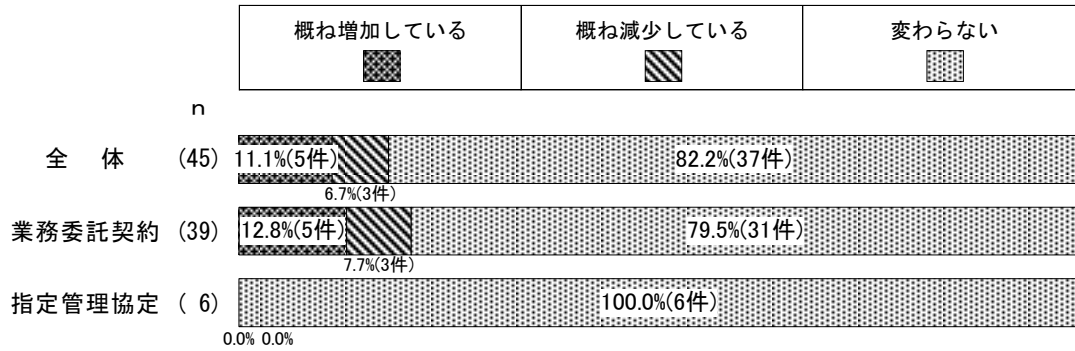
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

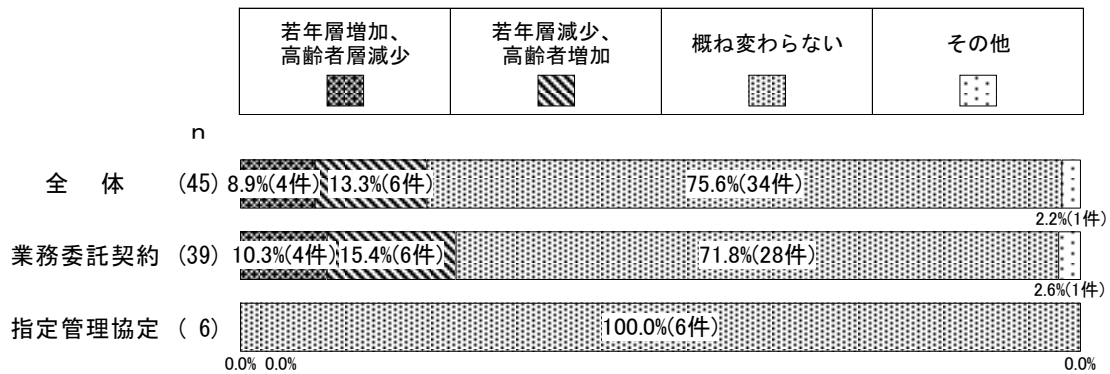
適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

（それぞれ○は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成



適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉で見ると、「概ね増加している」が11.1%（5件）、「概ね減少している」が6.7%（3件）、「変わらない」が82.2%（37件）となっている。

また、従事者の構成を〈全体〉で見ると、「若年層増加、高齢者層減少」が8.9%（4件）、「若年層減少、高齢者層増加」が13.3%（6件）、「概ね変わらない」が75.6%（34件）となっている。

## 14. 千代田区公契約条例についての意見・要望（問11）

問11 その他、千代田区公契約条例についてご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

業務委託契約の受注者5者、指定管理協定の受託者3者から回答があった。

### 〈業務委託契約〉

- 問7、8に対しては、こちらの契約以外にも仕事がある為、特に公契約適用案件に従事する方だけの賃金を定めているわけではない。その結果、「どちらともいえない」になってしまう。
- 提出期限と必要資料の入手可能時期が合わない。（計2件）
- 日雇いを雇うが、その時給は公契約条例を参考に行っている。他、弊社社員に関しては全員が（適用案件以外も含め）もともと賃金下限額を上回っている為、問7、8についての回答は「どちらともいえない」となる。
- 条約が施行されて、会社・従業員ともに意識の高まりは感じられるが、問8のように、従事者の労働条件改善という観点では、今後契約単価の上昇、標準契約単価と乖離の改善が必要ではないかと思われます。

### 〈指定管理協定〉

- 労務台帳の作成が四半期ごとになり、負担は軽減されましたが、それでも毎月の新規従事者がいるかどうかの確認と制度の説明、サインの収集など事務の負担を重く感じます。事業所の担当者も変わることが多く、なるべく現場の負担が軽減されるような制度の運用を望みます。（年に1回、半年に1回にしてもらえるとありがたいです。）公共工事の請負等、再々委託が複雑になっている請負契約と施設管理業務は別の扱いにさせていただけると助かります。また、区の所管課に職員給与表等（参考資料として）を提出している団体は除外していただく（もしくは回数減）など、除外規定を設けていただくことも検討をお願いしたい。
- 極力、事務負担を削減してほしい。
- 社保領収書の提出期限が口座引き落とし後、省庁から届く期日とズレがあり、引き落とし処理では提出期限に間に合いません。



15. 賃金実態 ※平成30年度契約分は、令和2年度に工事完了により調査対象外となるため、表を省略している。

(1) 工事請負契約 平成29年度契約分 ※令和3年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	H29 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	1	2,825	0	0%	0	0%	3125.0	111%
2	普通作業員	1	2,463	0	0%	0	0%	2375.0	96%
3	軽作業員	0	1,763	0	0%	0	0%	0.0	0%
4	造園工	2	2,513	2,500	99%	2,500	99%	2500.0	99%
5	法面工	0	3,213	0	0%	0	0%	0.0	0%
6	とび工	2	3,238	3,357	104%	4,464	138%	3911.0	121%
7	石工	0	3,225	0	0%	0	0%	0.0	0%
8	ブロック工	0	2,988	0	0%	0	0%	0.0	0%
9	電工	0	2,988	0	0%	0	0%	0.0	0%
10	鉄筋工	0	3,263	0	0%	0	0%	0.0	0%
11	鉄骨工	0	3,050	0	0%	0	0%	0.0	0%
12	塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	0.0	0%
13	溶接工	0	3,588	0	0%	0	0%	0.0	0%
14	運転手(特殊)	0	2,775	0	0%	0	0%	0.0	0%
15	運転手(一般)	0	2,300	0	0%	0	0%	0.0	0%
16	潜かん工	0	3,563	0	0%	0	0%	0.0	0%
17	潜かん世話役	0	4,213	0	0%	0	0%	0.0	0%
18	さく岩工	0	3,375	0	0%	0	0%	0.0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,563	0	0%	0	0%	0.0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,700	0	0%	0	0%	0.0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,075	0	0%	0	0%	0.0	0%
22	土木一般世話役	0	2,913	0	0%	0	0%	0.0	0%
23	高級船員	0	3,450	0	0%	0	0%	0.0	0%
24	普通船員	0	2,725	0	0%	0	0%	0.0	0%
25	潜水士	0	4,863	0	0%	0	0%	0.0	0%
26	潜水連絡員	0	3,350	0	0%	0	0%	0.0	0%
27	潜水送気員	0	3,325	0	0%	0	0%	0.0	0%
28	型わく工	0	3,088	0	0%	0	0%	0.0	0%
29	大工	0	3,038	0	0%	0	0%	0.0	0%
30	左官	0	3,275	0	0%	0	0%	0.0	0%
31	配管工	4	2,613	2,563	98%	3,000	115%	2728.0	104%
32	はつり工	0	2,975	0	0%	0	0%	0.0	0%
33	防水工	0	3,550	0	0%	0	0%	0.0	0%
34	板金工	0	3,300	0	0%	0	0%	0.0	0%
35	タイル工	0	2,700	0	0%	0	0%	0.0	0%
36	サッシ工	0	3,038	0	0%	0	0%	0.0	0%
37	内装工	0	3,275	0	0%	0	0%	0.0	0%
38	ガラス工	0	2,950	0	0%	0	0%	0.0	0%
39	建具工	0	2,888	0	0%	0	0%	0.0	0%
40	ダクト工	0	2,588	0	0%	0	0%	0.0	0%
41	保温工	0	2,625	0	0%	0	0%	0.0	0%
42	建築ブロック工	0	2,788	0	0%	0	0%	0.0	0%
43	設備機械工	0	2,663	0	0%	0	0%	0.0	0%
44	交通誘導警備員A	3	1,738	1,733	100%	1,999	115%	1867.0	107%
45	交通誘導警備員B	29	1,500	1,399	93%	2,264	151%	1625.0	108%

※「特殊作業員」、「普通作業員」に回答した受注者はそれぞれ1者であるが、この1者は従業者数と平均時給に回答があつて、最低時給、最高時給が無回答である。

## (2) 工事請負契約 令和元年度契約分 ※令和3年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	R元 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	1	3,025	2,737	90%	2,737	90%	2737.0	90%
2	普通作業員	29	2,638	2,428	92%	0	0%	3731.0	141%
3	軽作業員	13	1,888	1,705	90%	2,800	148%	0.0	0%
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	0.0	0%
5	法面工	0	3,350	0	0%	0	0%	0.0	0%
6	とび工	13	3,375	3,024	90%	7,774	230%	4400.0	130%
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	0.0	0%
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	0.0	0%
9	電工	3	3,188	2,774	87%	3,830	120%	3193.0	100%
10	鉄筋工	0	3,400	0	0%	0	0%	0.0	0%
11	鉄骨工	0	3,175	0	0%	0	0%	0.0	0%
12	塗装工	0	3,488	0	0%	0	0%	0.0	0%
13	溶接工	0	3,738	0	0%	0	0%	0.0	0%
14	運転手(特殊)	1	2,975	2,647	89%	2,647	89%	2647.0	89%
15	運転手(一般)	0	2,463	0	0%	0	0%	0.0	0%
16	潜かん工	0	3,713	0	0%	0	0%	0.0	0%
17	潜かん世話役	0	4,388	0	0%	0	0%	0.0	0%
18	さく岩工	0	3,700	0	0%	0	0%	0.0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,713	0	0%	0	0%	0.0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,850	0	0%	0	0%	0.0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,250	0	0%	0	0%	0.0	0%
22	土木一般世話役	0	3,075	0	0%	0	0%	0.0	0%
23	高級船員	0	3,638	0	0%	0	0%	0.0	0%
24	普通船員	0	2,875	0	0%	0	0%	0.0	0%
25	潜水士	0	5,063	0	0%	0	0%	0.0	0%
26	潜水連絡員	0	3,488	0	0%	0	0%	0.0	0%
27	潜水送気員	0	3,463	0	0%	0	0%	0.0	0%
28	型わく工	0	3,213	0	0%	0	0%	0.0	0%
29	大工	0	3,163	0	0%	0	0%	0.0	0%
30	左官	0	3,413	0	0%	0	0%	0.0	0%
31	配管工	0	2,863	0	0%	0	0%	0.0	0%
32	はつり工	1	3,100	2,825	91%	2,825	91%	2825.0	91%
33	防水工	0	3,700	0	0%	0	0%	0.0	0%
34	板金工	0	3,438	0	0%	0	0%	0.0	0%
35	タイル工	0	2,850	0	0%	0	0%	0.0	0%
36	サッシ工	0	3,163	0	0%	0	0%	0.0	0%
37	内装工	0	3,413	0	0%	0	0%	0.0	0%
38	ガラス工	0	3,075	0	0%	0	0%	0.0	0%
39	建具工	0	3,038	0	0%	0	0%	0.0	0%
40	ダクト工	0	2,788	0	0%	0	0%	0.0	0%
41	保温工	0	2,825	0	0%	0	0%	0.0	0%
42	建築ブロック工	0	2,925	0	0%	0	0%	0.0	0%
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	0.0	0%
44	交通誘導警備員A	0	1,900	0	0%	0	0%	0.0	0%
45	交通誘導警備員B	8	1,650	1,504	91%	1,643	100%	1573.0	95%

※「普通作業員」に回答した受注者は1者であるが、従業者数と最低時給、平均時給に回答があつて、最高時給が無回答である。

※「軽作業員」に回答した受注者は1者であるが、従業者数と最低時給、最高時給に回答があつて、平均時給が無回答である。

(3) 工事請負契約 令和2年度契約分 ※令和3年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	R2 設計労務単価 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	3	3,075	2,713	88%	3,293	107%	3060.0	100%
2	普通作業員	5	2,688	2,651	99%	2,875	107%	2750.0	102%
3	軽作業員	0	1,925	0	0%	0	0%	0.0	0%
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	0.0	0%
5	法面工	0	3,388	0	0%	0	0%	0.0	0%
6	とび工	0	3,413	0	0%	0	0%	0.0	0%
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	0.0	0%
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	0.0	0%
9	電工	0	3,188	0	0%	0	0%	0.0	0%
10	鉄筋工	0	3,450	0	0%	0	0%	0.0	0%
11	鉄骨工	0	3,213	0	0%	0	0%	0.0	0%
12	塗装工	0	3,538	0	0%	0	0%	0.0	0%
13	溶接工	0	3,775	0	0%	0	0%	0.0	0%
14	運転手(特殊)	0	3,025	0	0%	0	0%	0.0	0%
15	運転手(一般)	0	2,513	0	0%	0	0%	0.0	0%
16	潜かん工	0	3,750	0	0%	0	0%	0.0	0%
17	潜かん世話役	0	4,438	0	0%	0	0%	0.0	0%
18	さく岩工	0	3,738	0	0%	0	0%	0.0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,750	0	0%	0	0%	0.0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,900	0	0%	0	0%	0.0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,300	0	0%	0	0%	0.0	0%
22	土木一般世話役	0	3,088	0	0%	0	0%	0.0	0%
23	高級船員	0	3,650	0	0%	0	0%	0.0	0%
24	普通船員	0	2,888	0	0%	0	0%	0.0	0%
25	潜水士	0	5,125	0	0%	0	0%	0.0	0%
26	潜水連絡員	0	3,538	0	0%	0	0%	0.0	0%
27	潜水送気員	0	3,513	0	0%	0	0%	0.0	0%
28	型わく工	0	3,250	0	0%	0	0%	0.0	0%
29	大工	0	3,200	0	0%	0	0%	0.0	0%
30	左官	0	3,463	0	0%	0	0%	0.0	0%
31	配管工	0	2,863	0	0%	0	0%	0.0	0%
32	はつり工	0	3,138	0	0%	0	0%	0.0	0%
33	防水工	0	3,738	0	0%	0	0%	0.0	0%
34	板金工	0	3,488	0	0%	0	0%	0.0	0%
35	タイル工	0	2,925	0	0%	0	0%	0.0	0%
36	サッシ工	0	3,200	0	0%	0	0%	0.0	0%
37	内装工	0	3,463	0	0%	0	0%	0.0	0%
38	ガラス工	0	3,113	0	0%	0	0%	0.0	0%
39	建具工	0	3,113	0	0%	0	0%	0.0	0%
40	ダクト工	0	2,788	0	0%	0	0%	0.0	0%
41	保温工	0	2,838	0	0%	0	0%	0.0	0%
42	建築ブロック工	0	3,000	0	0%	0	0%	0.0	0%
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	0.0	0%
44	交通誘導警備員A	0	1,938	0	0%	0	0%	0.0	0%
45	交通誘導警備員B	0	1,688	0	0%	0	0%	0.0	0%

## (4) 工事請負契約 令和3年度契約分 ※令和3年8月現在

No.	職種	従事者数 (人)	R2 計労務単価 (A) (R3年度も R2単価使用)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	4	3,075	3,214	105%	4,464	145%	3659.0	119%
2	普通作業員	21	2,688	2,365	88%	2,700	100%	2483.0	92%
3	軽作業員	0	1,925	0	0%	0	0%	0.0	0%
4	造園工	0	2,650	0	0%	0	0%	0.0	0%
5	法面工	0	3,388	0	0%	0	0%	0.0	0%
6	とび工	0	3,413	0	0%	0	0%	0.0	0%
7	石工	0	3,413	0	0%	0	0%	0.0	0%
8	ブロック工	0	3,163	0	0%	0	0%	0.0	0%
9	電工	0	3,188	0	0%	0	0%	0.0	0%
10	鉄筋工	0	3,450	0	0%	0	0%	0.0	0%
11	鉄骨工	0	3,213	0	0%	0	0%	0.0	0%
12	塗装工	0	3,538	0	0%	0	0%	0.0	0%
13	溶接工	0	3,775	0	0%	0	0%	0.0	0%
14	運転手(特殊)	0	3,025	0	0%	0	0%	0.0	0%
15	運転手(一般)	2	2,513	2,444	97%	2,444	97%	2444.0	97%
16	潜かん工	0	3,750	0	0%	0	0%	0.0	0%
17	潜かん世話役	0	4,438	0	0%	0	0%	0.0	0%
18	さく岩工	0	3,738	0	0%	0	0%	0.0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,750	0	0%	0	0%	0.0	0%
20	橋りょう塗装工	0	3,900	0	0%	0	0%	0.0	0%
21	橋りょう世話役	0	4,300	0	0%	0	0%	0.0	0%
22	土木一般世話役	0	3,088	0	0%	0	0%	0.0	0%
23	高級船員	0	3,650	0	0%	0	0%	0.0	0%
24	普通船員	0	2,888	0	0%	0	0%	0.0	0%
25	潜水士	0	5,125	0	0%	0	0%	0.0	0%
26	潜水連絡員	0	3,538	0	0%	0	0%	0.0	0%
27	潜水送気員	0	3,513	0	0%	0	0%	0.0	0%
28	型わく工	0	3,250	0	0%	0	0%	0.0	0%
29	大工	0	3,200	0	0%	0	0%	0.0	0%
30	左官	0	3,463	0	0%	0	0%	0.0	0%
31	配管工	0	2,863	0	0%	0	0%	0.0	0%
32	はつり工	0	3,138	0	0%	0	0%	0.0	0%
33	防水工	0	3,738	0	0%	0	0%	0.0	0%
34	板金工	0	3,488	0	0%	0	0%	0.0	0%
35	タイル工	0	2,925	0	0%	0	0%	0.0	0%
36	サッシ工	0	3,200	0	0%	0	0%	0.0	0%
37	内装工	0	3,463	0	0%	0	0%	0.0	0%
38	ガラス工	0	3,113	0	0%	0	0%	0.0	0%
39	建具工	0	3,113	0	0%	0	0%	0.0	0%
40	ダクト工	0	2,788	0	0%	0	0%	0.0	0%
41	保温工	0	2,838	0	0%	0	0%	0.0	0%
42	建築ブロック工	0	3,000	0	0%	0	0%	0.0	0%
43	設備機械工	0	2,875	0	0%	0	0%	0.0	0%
44	交通誘導警備員A	1	1,938	1,863	96%	1,863	96%	1863.0	96%
45	交通誘導警備員B	6	1,688	1,602	95%	1,870	111%	1740.0	103%

(5) 業務委託契約 ※令和3年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R3 賃金下限額 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1) 施設管理業務	設備点検保守	11	1,826	1,100	60%	1,920	105%	1,606.0	88%
	警備員	9	1,364	1,364	100%	1,365	100%	1,364.5	100%
	清掃員	37	1,113	1,095	98%	1,695	152%	1,212.0	109%
	受付	9	1,095	1,095	100%	1,113	102%	1,101.0	101%
	その他	74	1,095	1,100	100%	2,000	183%	1,353.7	124%
(2) 給食調理業務	給食調理	40	1,095	1,144	104%	1,905	174%	1,301.8	119%
	配膳員	10	1,095	1,150	105%	1,150	105%	1,125.0	103%
	その他	0	1,095	0	0%	0	0%	0.0	0%
(3) 清掃業務 (公園等清掃・ 緑地帯維持管理)	清掃員	33	1,113	1,113	100%	2,546	229%	1,381.5	124%
	作業員	55	1,095	1,095	100%	2,413	220%	1,466.5	134%
	その他	3	1,095	1,113	102%	0	0%	1,113.0	102%
(4) 廃棄物、資源等回収業務	作業員	30	1,095	1,095	100%	1,524	139%	1,383.5	126%
	運転手	47	1,095	1,244	114%	3,249	297%	1,999.3	183%
	その他	0	1,095	0	0%	0	0%	0.0	0%
(5) 窓口、管理業務	窓口、管理業務	45	1,095	1,430	131%	1,840	168%	1,472.0	134%
	その他	37	1,095	1,100	100%	3,483	318%	2,018.3	184%

※(2)給食調理業務の「① 給食調理」に回答した受注者は5者であるが、最低時給・最高時給は4者のみの回答である。

※(2)給食調理業務の「② 配膳員」に回答した受注者は2者であるが、最低時給・最高時給は1者のみの回答である。

※(3)清掃業務の「① 清掃員」に回答した受注者は4者であるが、最高時給は3者、平均時給は2者のみの回答である。

※(3)清掃業務の「② 作業員」に回答した受注者は6者であるが、最低時給と最高時給は4者のみの回答である。

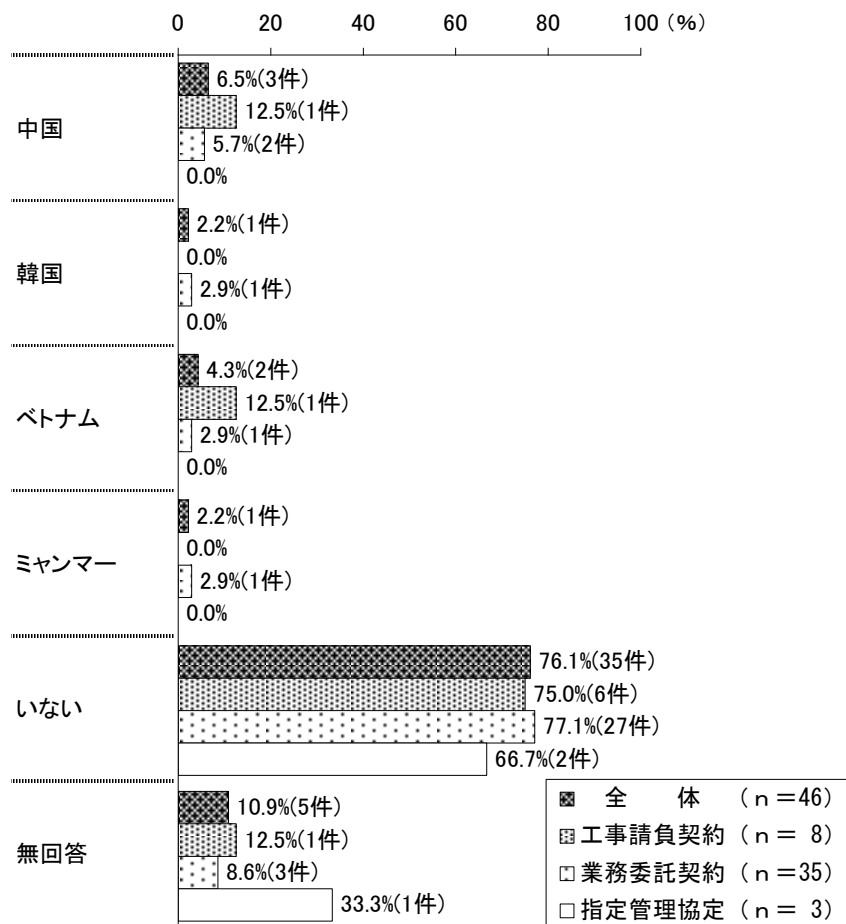
※(3)清掃業務の「③ その他」に回答した受注者は1者であるが、最高時給は無回答である。

(6) 指定管理協定 ※令和3年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R3 賃金下限額 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1) 施設管理業務等 (窓口・清掃・ 廃棄物処理を含む)	設備点検保守	9	1,826	1,200	66%	2,509	137%	1,601.5	88%
	警備員	19	1,364	1,013	74%	1,664	122%	1,221.5	90%
	清掃員	25	1,113	1,030	93%	1,800	162%	1,303.0	117%
	受付	23	1,095	1,020	93%	1,608	147%	1,162.0	106%
	作業員	0	1,095	0	0%	0	0%	0.0	0%
	運転手	0	1,095	0	0%	0	0%	0.0	0%
	窓口、管理業務	169	1,095	1,049	96%	3,880	354%	1,404.5	128%
	その他	7	1,095	1,602	146%	2,167	198%	1,884.0	172%
(2) 介護業務 (支援員等を含む)	生活相談員	7	1,095	1,694	155%	2,039	186%	1,876.0	171%
	看護師	20	1,471	1,770	120%	2,705	184%	2,137.5	145%
	保健師	0	1,471	0	0%	0	0%	0.0	0%
	介護職員	75	1,103	1,110	101%	2,252	204%	1,703.0	154%
	機能訓練指導員	3	1,095	1,357	124%	1,718	157%	1,587.0	145%
(3) 専門業務	管理栄養士	2	1,095	1,842	168%	2,137	195%	1,909.0	174%
	栄養士	5	1,095	1,431	131%	2,850	260%	1,909.0	174%

## 16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍

問 業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。



業務従事者の日本国籍以外の国籍を〈全体〉で見ると、「中国」6.5%（3件）、「ベトナム」4.3%（2件）、「韓国」と「ミャンマー」がともに2.2%（1件）となっており、「いない」は76.1%（35件）となっている。

### Ⅲ 使用した調査票

#### 1. 工事請負契約

## 千代田区公契約条例に係るアンケート調査（工事）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

1 事業所や現場に掲示することで周知した
2 各従事者に個別に書面で周知した
3 口頭により説明し、周知した
4 その他（具体的に _____）

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや負担	3 かなり負担
------------	--------	---------

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

1 なかった	2 あった
--------	-------

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや負担	3 かなり負担
------------	--------	---------

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや軽減	3 かなり軽減
------------	--------	---------

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）

1 労務台帳作成月の削減	3 給与台帳等による代替	5 その他
2 労務台帳提出回数削減	4 周知方法の簡略化	( _____ )

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

1 いた	→ 6-1へ	2 いない
------	--------	-------

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

1 1割未満	3 3割以上、5割未満
2 1割以上、3割未満	4 5割以上

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

1 そう思う	2 そう思わない	3 どちらともいえない
--------	----------	-------------

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

1 そう思う	2 そう思わない	3 どちらともいえない
--------	----------	-------------

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。  
(○はいくつでも)

1 公契約条例労務台帳で確認している
2 加入届・保険料領収書等で確認している
3 口頭で確認している
4 給与台帳等で確認している
5 その他(具体的に )

問10 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

--

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。



## 賃金実態等に関する設問(工事)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和3年8月時点のデータを記入してください。

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう塗装工				
21	橋りょう世話役				
22	土木一般世話役				
23	高級船員				
24	普通船員				
25	潜水士				
26	潜水連絡員				
27	潜水送気員				

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
28	型わく工				
29	大工				
30	左官				
31	配管工				
32	はつり工				
33	防水工				
34	板金工				
35	タイル工				
36	サッシ工				
37	内装工				
38	ガラス工				
39	建具工				
40	ダクト工				
41	保温工				
42	建築ブロック工				
43	設備機械工				
44	交通誘導警備員A				
45	交通誘導警備員B				

2. 公契約条例対象契約の契約年度を選択してください。(下記の内一つに○を付けてください。)

1.平成29年度    2.平成30年度    3.平成31年度・令和元年度    4.令和2年度    5.令和3年度

3. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

1.中国    2.韓国    3.フィリピン    4.ベトナム    5.タイ    6.ネパール

7.不明    8.その他 (                          .                          .                          )

9.いない

## 2. 業務委託契約

### 千代田区公契約条例に係るアンケート調査（委託）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

1 事業所や現場に掲示することで周知した
2 各従事者に個別に書面で周知した
3 口頭により説明し、周知した
4 その他（具体的に _____）

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや負担	3 かなり負担
------------	--------	---------

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

1 なかった	2 あった
--------	-------

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや負担	3 かなり負担
------------	--------	---------

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや軽減	3 かなり軽減
------------	--------	---------

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）

1 労務台帳作成月の削減	3 給与台帳等による代替	5 その他
2 労務台帳提出回数削減	4 周知方法の簡略化	( _____ )

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

1 いた	→ 6-1へ	2 いない
------	--------	-------

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満      | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上      |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。  
(○はいくつでも)

- |                      |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している   |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している          |
| 4 給与台帳等で確認している       |
| 5 その他(具体的に )         |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- |            |            |         |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない    |
| 2 若年層減少、高齢者増加  | 4 その他(具体的に ) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

## 賃金実態等に関する設問(委託)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和3年8月時点のデータを記入してください。

業務の区分 ※1	職種 ※2	従事者数 (人)	時給(円) ※3		
			最低	最高	平均
(1)施設管理業務	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	その他				
(2)給食調理業務	給食調理				
	配膳員				
	その他				
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員				
	作業員				
	その他				
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員				
	運転手				
	その他				
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務				
	その他				

※1 業務の区分について

1件の委託業務に「清掃業務」と「窓口、管理業務」が含まれるなど、複数の業務が存在する場合は、それぞれの業務に該当する職種の人数、時給のデータを記入してください。

※2 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※3 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考 公契約条例に基づく令和3年度の賃金下限額 裏面のとおり

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国      2.韓国      3.フィリピン      4.ベトナム      5.タイ      6.ネパール  
 7.不明      8.その他 (      .      .      )  
 9.いない

令和3年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,364円
保全管理員	1,826円
清掃員	1,113円
介護職	1,103円
栄養士	1,431円
保健師	1,471円
看護師	1,471円
上記以外	1,095円

### 3. 指定管理協定

## 千代田区公契約条例に係るアンケート調査（指定管理）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

1 事業所や現場に掲示することで周知した
2 各従事者に個別に書面で周知した
3 口頭により説明し、周知した
4 その他（具体的に _____）

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや負担	3 かなり負担
------------	--------	---------

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

1 なかった	<input checked="" type="checkbox"/> 2 あった
--------	---

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや負担	3 かなり負担
------------	--------	---------

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

1 あまり変わらない	2 やや軽減	3 かなり軽減
------------	--------	---------

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）

1 労務台帳作成月の削減	3 給与台帳等による代替	5 その他
2 労務台帳提出回数削減	4 周知方法の簡略化	( _____ )

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

<input checked="" type="checkbox"/> 1 いた	→ 6-1へ	2 いない
--	--------	-------

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満      | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上      |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。  
(○はいくつでも)

- |                      |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している   |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している          |
| 4 給与台帳等で確認している       |
| 5 その他(具体的に )         |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- |            |            |         |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない    |
| 2 若年層減少、高齢者増加  | 4 その他(具体的に ) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。



## 賃金実態等に関する設問(指定管理)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和3年8月時点のデータを記入してください。

指定管理業務の区分	職種 ※1	従事者数 (人)	時給(円) ※2		
			最低	最高	平均
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	作業員				
	運転手				
	窓口、管理業務				
	その他				
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員				
	看護師				
	保健師				
	介護職員				
	機能訓練指導員等				
専門業務  (栄養士・調査員・学芸員 等を記載してください。)					

※1 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※2 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考 公契約条例に基づく令和3年度の賃金下限額 裏面のとおりに

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国      2.韓国      3.フィリピン      4.ベトナム      5.タイ      6.ネパール  
7.不明      8.その他 (                      .                      .                      )  
9.いない

令和3年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,364円
保全管理員	1,826円
清掃員	1,113円
介護職	1,103円
栄養士	1,431円
保健師	1,471円
看護師	1,471円
上記以外	1,095円